

# 平成23年9月甲良町議会定例会会議録

平成23年9月21日（水曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- |     |        |                                      |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第1  |        | 会議録署名議員の指名                           |
| 第2  | 認定第1号  | 平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について            |
| 第3  | 認定第2号  | 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 第4  | 認定第3号  | 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第5  | 認定第4号  | 平成22年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 第6  | 認定第5号  | 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第7  | 認定第6号  | 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第8  | 認定第7号  | 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 第9  | 認定第8号  | 平成22年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 第10 | 認定第9号  | 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第11 | 認定第10号 | 平成22年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について  |
| 第12 | 議案第22号 | 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第3号）               |
| 第13 | 議案第23号 | 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）         |
| 第14 | 議案第24号 | 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 第15 | 議案第26号 | 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例               |
| 第16 | 議案第27号 | 甲良町税条例等の一部を改正する条例                    |
| 第17 | 議案第28号 | 甲良町暴力団排除条例                           |
| 第18 | 議案第29号 | 町道の認定について                            |
| 第19 | 意見書第1号 | Kモール前交差点に信号機設置を求める意見書（案）             |
| 第20 | 意見書第2号 | 原発からすみやかな撤退を求める意見書（案）                |
| 第21 |        | 議員派遣について                             |

## ◎会議に出席した議員（12名）

1 番	西 川 誠 一	2 番	丸 山 光 雄
3 番	丸 山 恵 二	4 番	木 村 修
5 番	金 澤 博	6 番	宮 寄 光 一
7 番	建 部 孝 夫	8 番	藤 堂 一 彦
9 番	河 上 達次郎	10 番	山 田 壽 一
11 番	西 澤 伸 明	12 番	藤 堂 与 三郎

## ◎会議に欠席した議員

な し

## ◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	教 育 長	堀 内 光 三
総務課長	山 本 貢 造	会計管理者	山 本 昇
教育次長	金 田 長 和	産業課長	茶 木 朝 雄
企画監理課長	米 田 義 正	人権課長	中 山 進
税務課長	建 部 真理子	建設課長	若 林 嘉 昭
水道課長	茶 木 作 夫	住民課長	中 川 愛 博
保健福祉課長	川 嶋 幸 泰	直売所準備室長	阪 東 克 美
保健福祉課参事	片 岡 聡	総務課参事	陌 間 忍

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大 橋 久 和	書 記	宝 来 正 恵
------	---------	-----	---------

(午前10時00分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年9月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 西澤議員および1番 西川議員を指名いたします。

日程第2 認定第1号から日程第11 日程第10号の10議案を一括議題といたします。各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われ、その報告書が提出されております。これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 予算決算常任委員会審査報告書。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

予算決算常任委員会委員長 宮寄光一。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。

事件の番号、認定第1号 平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

事件番号、認定第2号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

事件番号、認定第3号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

事件番号、認定第4号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

事件番号、認定第5号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

事件番号、認定第6号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

事件番号、認定第7号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

事件の番号、認定第8号 平成22年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

事件の番号、認定第9号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

事件の番号、認定第10号 平成22年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

審査の結果、いずれも認定すべきものと決定いたしております。

## 2. 審査経過。

認定第1号 平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入の部。

町税の不能欠損額の内容と不能欠損処分する人とししない人の基準はどの問いに、町税の不能欠損は全体で96件、死亡32件、企業倒産5件、所在不明3件、生活困窮56件。税目別では、町民税9件、固定資産税71件、軽自動車税27件、全部5年経過した税額を地方税法第18条第1項の規定によって不能欠損処分を行った。区分けの基準は、税務課で納税相談を行い、分納整理等を行っている方はしていないとのことであった。

生活困窮を圧倒多数を占めているが、滞納の現状を課内でどのように協議されたかとの問いに、滞納者にはすべて財産調査を行い、納税相談と資料により預貯金等がない家庭は生活困窮として上げているとのことであった。

公営住宅・改良住宅の使用料の収入未済額の内訳と、その現状はどの問いに、税務課の手法に準じ、滞納の多い方には呼び出し通知を出し、情報等を聴取しながら行っている。滞納者の明確な分類は行っていないが、聞き取りの中で生活困窮者がほとんどとのことであった。

行政不信による支払い拒否に近い滞納は何件あるのかとの問いに、四、五件ある。その方も呼び出して話をしており、分納されている方も増えているとのことであった。

改良住宅の払い下げの検討状況と現在の入居者は何件で、空き家になっているのは何件あるかとの問いに、譲渡については全国協議会の中で国に緩和申請を行っているところである。近隣では、今年度着手されるところがあり、その情報を得た中で甲良町も進めていく。改良住宅の全体戸数は114戸で、長寺地区32戸、呉竹地区82戸、町に返還届は1件もなく、空き家はないとのことであった。

不動産売払収入はどの問いに、簡易パーキング用地の売払収入で、土地開発基金で持っていた金屋のせせらぎの里の用地を県に払い下げを行った。不動産売払収入は、里道の払い下げ等とのことであった。

歳出の部。

廃止路線代替えバス運行補助金について、湖国バスの利用の利便さから言えば、役場や病院等の公共機関を循環する巡回バスを比較検討すべきだと思

うがとの問いに、公共交通活性化協議会で廃止路線も協議された。相乗りタクシーは来年3月31日までは実証運行されるので、その実績や提案のあったこと等をもとに協議会で考えていくとのことであった。

選挙のポスター掲示板の位置等の改善を世帯数に合わせて見直すべきと思うがどうなのかとの問いに、公職選挙法を調べて増減できるなら考えたいとのことであった。

グランドワーク協会の脱会をしていいのではないかと、現在甲良町におけるグランドワーク活動はどうなっているかとの問いに、協議ができていないので早急に決めたい。甲良町においては特に活動はないとのことであった。

老人福祉費で補助金返還金259万2,000円はとの問いに、地域空間整備事業での呉竹センターの備品の不要による返還金とのことであった。

ハートフルセンター建設補助は何年で終わるのか、また増設の検討は予定されていないかとの問いに、建設補助金は、3町総額で4億2,000万円、それを平成6年から平成25年までの20年間で償還、今のところ具体的な施設建設の予定はないとのことであった。

町食育推進計画策定業務委託はどんな事業を計画しているかとの問いに、平成23年3月に計画策定できており、各課長、策定委員、事務局、県、国に配布している概要版を町ホームページに掲載。本年度、食育健康推進委員会を立ち上げ推し進めていくとのことであった。

住民検診委託88万4,455円、各種がん検診委託に伴う受診者、受診率等の内容はとの問いに、住民検診費用は、若年検診として19歳から39歳の国保加入者以外の方の検診費用と40歳の肝炎ウイルス検査費用、がん検診の対象者は対象者を計算する国の計算方式があるので、実際の対象者よりも多いとのことであった。

広域ごみ処理施設建設準備室運営負担金は、1市4町が負担しても343万8,000円は高額に思うが、運営内容の説明をとの問いに、建設推進運営費ということで、主に人件費、職員の数は7名、広域行政組合の建設推進運営費の決算額は、4,177万1,000円、そのうちの甲良町分は348万8,000円とのことであった。

農業振興費の工事請負費の繰越明許費2,771万9,000円はとの問いに、加工場の建築工事分の繰り越し分とのことであった。

パイプハウスが増えてきたが、生産物が重複しないよう、時期や品種等調整する機能が必要になる。生産物が多くなるので販売ルートが必要になる。これを打開、改善、発展していくための方策を論議しているかとの問いに、24年度に向けて作る時期を若干遅らせて、少しでも長く野菜がとれるよう議論を進めていくとのことであった。

地籍調査業務委託の国の補助割合はどれだけかとの問いに、国が2分の1、県4分の1、町4分の1とのことであった。

町道金屋池寺長寺線と道の駅駐車場整備に伴う測量・設計委託業務の委託業務費がかなり違うがとの問いに、町道金屋池寺長寺線の改良工事は、延長850メートル、幅12メートルの大がかりなもので金額もかさむ。道の駅駐車場整備は、落札率が低かったとのことであった。

A L T派遣賃金360万円はとの問いに、英語専門の外国からの派遣先生の指導賃金とのことであった。

中学生海外派遣研修事業について、10名のところに12名の希望があって全員が参加した。面接なり論文を書かせて代表として送り出されたと思うが、経過説明をとの問いに、10名のところ13名の希望があった。作文も書かし、面接も行ったが、非常に意欲があり、点数も甲乙つけがたかった。旅費の見積額も予算より安くなる目星がついたので、最終町長の決裁をいただいて12名が参加した。教育委員会としては、意欲的な生徒がたくさんいるという思いで行ったが、来年は予算どおりの人数でしっかりと選考したいとのことであった。

常備消防費と非常備消防費の内容説明をとの問いに、常備消防は、彦根市消防に事務委託している。犬上分署の人件費と運営経費を3町で負担していること。非常備消防は、町の消防団の運営経費とのことであった。

新築資金会計の操出金、下水道会計の操出金について、新築資金会計は貸付者からの償還により町が郵便局から借り入れた借入金を返済しているが、貸付者からの償還について、収納率が悪化していることから、その補填として22年度は1,100万余りを一般会計から繰り出している。下水道会計は、交付税措置分は下水道の公債費に対して50%程度の交付税算入があるので、その分は一般会計の普通交付税でもらっているので、下水道会計にその分を繰り出す。それ以外は、下水道の経営は使用料によって運営するが、不足する分は一般会計から繰り出している。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成22年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

一般の住民検診については国保だけを聞いていたが、がん検診については町で受けているがなぜかとの問いに、がん検診は保健事業の一部である。国保の特定検診と受診率を上げるためセットで行っていて、社保の扶養の方についても特定検診費用は社保負担だが一緒に行っているとのことであった。

出産一時金は何名かとの問いに、17件で1件当たり42万円とのことであった。

字別の検診受診率が伸びている字とそうでない字がある。極端に少ない字

にどのように手だてをとって検診を受けてもらうか。また、補助率65%以下ならペナルティーをかけられるというが、2字の受診率を上げるための対策はどの問いに、呉竹と長寺の受診率を上げるため個別に訪問し、または字の役員会にて受診を進めているとのことであった。

受診は面倒であると言われるが、短命の課題がここにあるということに焦点を当てて改善する方法はどの問いに、食育計画が重要となってくる。健康に関心を持っていただき、健康推進委員を通しての啓発が必要とのことであった。

収入の未済者に保険証は発行されないと思うが、子どもはどういう処置がされているのかとの問いに、18歳以下については児童福祉保護の観点から、法律で発行することが決められているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成22年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算。  
特に質疑も討論もなかった。

認定第4号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

水洗化率56.9%が完了した中で、甲良町は県下で低い方で、その原因を除去するためにリフォームの補助制度に組み入れ支援したらどうか。また、収入で水洗化率が上がらないと水道使用料についても伸びないと思うがどの問いに、産業課とタイアップして水洗化率の向上に向けて対応していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

事務費分繰入金・その他繰入金の説明をどの問いに、繰入金のうち事務費繰入金は職員の人件費と事務費分と、その他繰入金は公債費の償還分であり、個人返済金の補填分とのことであった。

繰入金の累計額は幾らになるか、返済が済む年度は当初どおりか、何年かずれるのかとの問いに、繰入金の累計額は662万1,446円となる。22年決算後の試算で、平成27年から繰り出しになる見込み。毎年の徴収率によって変わるとのことであった。

93件の滞納件数がある。返済力が弱くなった方等、条件変更を考えることや処分をする等法的な手続も必要であり、従来どおりではだめだと思うがどの問いに、条件方法の変更や分割方法等、考慮して対応している。今後は個々の条件に合わせ検討していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 平成22年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

残地の早期売却と管理の強化を、売却をする努力はされているが、どこが町の土地かロープを張るなり、看板を立てるなり申し入れたが、その後どう取り組んでいるかとの問いに、町の残地の早期売却については境界等明確になれば公募する。管理の部分の中で現在明確な部分はトラロープと看板表示をしている。呉竹で2カ所、長寺で1カ所、特に占用されやすいところ、明示の必要なところをしたとのことであった。

売却をする上で同和対策事業に関係する方に限定していたが、豊郷は限定なしに希望する方に売却しているが、そういう方針をつくるべきだと思うがとの問いに、残地売却の方針は規制はかけない方向で行っている。以前に条件が入っている場合は先に確認し、約束が合理的であればその条件で行うとのことであった。

財産調書にかかわることについて、現在、10反近く残っている。その中に入っていない町有地が何カ所かある。土地取得会計に載っていない土地があるのではと思うがとの問いに、保有土地は今のところ確認調査中の部分もある。ご指摘の土地については確認していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 平成22年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

一般会計から墓碑移転補助金4万円を借り入れている。墓地管理基金で繰り入れをして今回の管理料の還付金をしたが、他の金融機関の借り入れは終わっているのかとの問いに、すべて完了しているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第8号 平成22年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

国は制度改革をされてきたが、給付費が上がっていく。認定者を減らすことが大切。予防事業は給付金が多過ぎるので介護費を抑制するための制度、介護を受けずに元気老人をつくっていく。動けなくなってから利用するのではなく、動けるうちから予防事業に取り組む。そういう兆しはあるのかとの問いに、地域活動事業に5集落が活発に取り組んでいる。延べ1,204人が参加されていて運動などをされている。一般会計の予防関係で元気な人をつくる目的で、下之郷の筋力トレーニング室の開放で一般利用者に開放しているとのことであった。

地域活動委託は5集落でほかの字に広がらない主な理由、また、13集落に広めていく課題はとの問いに、他の字に増やすには核となる人材が必要であり、筋力トレーニングとかされていたOBの方が増えリーダーとなる人の人材が必要とのことであった。

不能欠損について、保険料は2年、保険税は5年というふうに決められていて時効が違う。不能欠損とは徴収が不能になることによって不能欠損処理



をする。処理をした場合は町長決裁を受けているかとの問いに、受けているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 平成22年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

特に意見はなかった。

認定第10号 平成22年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

漏水還付金の方法はとの問いに、漏水を発見して、多い月の3カ月分の差額を還付するとのことであった。

通常の見積額をどう処理するかとの問いに、いったん納入して申請してもらって還付するとのことであった。

漏水した水量と有収率との関係で、有収率は下がるかとの問いに、漏水還付したものは無効水量として処理するとのことであった。

滞納者には毎年請求しているかとの問いに、請求は毎月分と督促を含めて年3回。年2回の催告書を提出しているとのことであった。

滞納額の年度別一覧表の整理をすべき、請求が続いているものについては滞納者別、年度別、個人別を一覧にしての整理はできているかとの問いに、平成22年度までの分は整理している。不能欠損するには金額が多いので、平成10年分をした。2年分ずつ処理すると引き継いでいたとのことであった。

水道加入負担金とはどういうものなのかとの問いに、新しい水道をとった人に口径によって加入負担金をもらうとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

済みません。4ページの下から5行目でございます。「また、補助率65%」とありますが、「また、受診率」に訂正をお願いします。

以上で、予算決算常任委員会審査報告を終わります。

○藤堂議長 予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 質疑ではないんですが、議事進行ともかかわりますので申し上げておきます。

今、委員長が報告いただきました5ページの中ほどですが、認定第5号についてですが、繰入金累計額が662万1,446円となっています。本年度だけで1,100万を超えていますので、この記載そのものが間違いですので、調査した上訂正して、この場で報告していただければというように

思います。

ちなみに、予算決算委員会の際に住宅新築資金貸付事業の年度別償還計画、7月21日作成分をいただいておりますので、平成19年から一般会計の繰入がされておりますので、その累計、財政方の方、指摘をいただいて訂正の報告を委員長でお願いいたします。

○藤堂議長 委員長、修正の金額が出ましたので、ここで報告願います。

○宮崎予算決算常任委員会委員長 ただいまご指摘がありました金額ですが、6,621万4,466円になります。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 22年度の一般会計の決算認定について、日本共産党議員を代表して反対討論を行います。

今議会は、決算を通じて町の事業、基本姿勢をそれぞれの立場から点検、評価することが中心的任務だと考えます。ですから、決算認定に関して重要な基本的事項を検討してみました。すなわち町民生活と営業にかかわる財政と制度のほとんどは国によって決められている中であっても、一番身近にある町政として町民の切実な願いを受けとめ、暮らしと健康、農業をはじめ中小零細自営業者の経営を制約の中において不十分であっても正面から応援しているかどうかという視点で今期決算を検討してみました。

歳入の部です。滞納者の多さと累積滞納額の膨大さに驚いています。そして、その改善策がサラ金業者の取り立てのノウハウをただまねるに近いもの、こういう評価をせざるを得ません。町民の暮らしと経営、福祉を向上させるという現憲法下での地方自治体のあり方から疑問を呈するものとなっていることでもあります。

その多さの一例で、町税で335人、固定資産税で471人に上り、不能欠損は96件、うち本人死亡が32人、生活困窮者が56件とされています。町民生活の困難さの一端をこの中で示しています。

この中で、固定資産税の死亡による不能欠損が28件あり、この件数のほとんどが法令に反した死亡者通知を続けていたことによる、言い換えれば町の怠慢による徴収権の消滅によるものであることが判明しています。このことは私たちが1つの事例を追及する中から明らかになったもので、町側から初歩的な法令遵守を怠っていたことを進んで報告しなかったものであります。

また、固定資産税の同和減免についても、事業による家屋の軽減措置が平成23年度は9件、約20万円の減額だと説明が3月議会でありました。固定資産税の同和減免が続けられていることが私たちが行った土地裁判の町側提出証拠から判明をしてまいりました。この減額措置は、根拠となる法令はなく、あるいはゆがめて適用されています。担当課の説明によれば、同和地区という理由だけで能力などに関係なく一律に固定資産の評価を引き下げ、さらに算出された年税額から3割を減額しているものであります。しかも対象者からの申請ではなく、行政側の判断によるものだといいます。これは町の課税台帳となる電算システムの中には組み込まれていなくて、土地の算出年税額の脇に手書きで0.7と7割を掛けた数字が記入されていることから判明したものであります。

固定資産税の減免は、甲良町税条例第71条に定められています。同第2項は、減免を受けようとする者が申請書を理由を記入して提出する義務もきちんと定めています。いかに法令を無視して減額措置が行われていたことを示しています。

さらに、地区内に籍を置く町民が所有する地区外の不動産にかかわる固定資産税についても同和減免が適用されている疑惑が具体的に指摘をされてまいりました。これらは法令に従い、公平に課税するという原則にも、能力に応じて負担するという民主主義社会で確立された原則にも反するもので容認はできません。少なくとも甲良町税条例第71条第2項に定められている申請方式に直ちに改めねばなりません。

このように、生活弱者には過酷な負担がのしかかる一方、経済的能力のある住民には軽減が適用される矛盾は全容を明らかにした上で改善を図らねばなりません。歳入の部におけるこの歪みは一部の歪みにとどまらず、行政執行の最大の基準である法令遵守がおろそかになっているあらわれと見るべきであります。北川町政の実質上の初めての決算にあたって、この根本的な歪みに勇気を持ってメスを入れていただきたいと切に思うものであります。

次に、歳出です。北川町政は、森と琵琶湖を結ぶ笑顔で暮らせる豊かな農村を将来像として掲げました。であるならば、何を中心として取り組み、その目的に近づくか。そして、その現実を妨げている要因をいかに排除、改善するか。あるいは、和らげるかという道筋における課題を一つ一つ実行する必要があると考えます。

高齢者・障害者配食サービス事業をはじめ、福祉・保健の分野では多くの施策が積極的な役割を果たし、現場での努力を大いに評価するものでありますし、さらに財政的、人的に手厚い配置が必要だということを指摘をしておきたいと思えます。

子育て支援センターの充実では、何と云っても正規職員を増員をして、現代の親や社会が抱える課題に責任を持って対応できる体制の確立が重要だと考えます。

鳥獣害防止対策の防護柵の設置は、長年の町民の願いでした。県や他町と連携した今後の充実が求められています。

ふるさと交流村計画を見直し堅実な規模への縮小という点で、前町長がつくり出した否定的な側面、すなわち生産も準備も全く整わないうちに土地を購入したことによる足かせの中、とにかくバラックに近い直売所を新規に移設することには大変な苦労があったものと思われまます。同時に、生産の担い手づくりと組織化、直売組合と町担当課との連携、意思疎通に課題を残していると考えられます。せせらぎの里こうらがプレオープンとなった今、町のリーダーシップはもちろんです。運営を委託した組合が町民の願いに応えられる組織に成長できるよう援助し、生産の向上を促進する支援対策をさらに強化する必要があると考えます。直売所を中心とする事業が町民の合意を得て発展するためには、私が6月議会で明らかにした4つの柱が重要であることを強調したいと思ひます。

全体として町民の暮らしと健康、営業を直接応援する施策が極めて不十分であると言わねばなりません。防災という一義的に行政が責任を持つ分野に地元住民の負担を押しつけていることは即刻改善しなければなりません。湖東定住自立圏推進協議会が行った小水力発電施設設置実証調査事業においても、実用の一歩にもならず、一定の地域と一定の施設における電力を供給できるだけの目標と見通しが定められず、極めて目的があいまいなもの指摘せざるを得ません。これらの改善も必要です。

甲良町政が最重要課題として取り組んだ同和対策事業で、法律と行政がつくり出した同和地域とそうでない地域の壁を町民は克服しつつあることに私は確信を持っています。課題は少なくはありませんが、甲良町が抱える問題は、この線引きにより一方の地域を優遇することで解決ができる課題なのではありません。派遣労働が原則自由にされたこと、年金の切り下げをはじめ、社会保障の切り捨てなどによる貧困と格差の拡大こそがその根底にあります。

19日、あるいは昨日、20日、テレビ・新聞で年収200万円以下の給与所得者が5年連続で1,000万人を超えていることが国税庁の民間給与実態調査統計調査からわかったと報じています。同調査によると、2010年の1年を通じて勤務した給与所得者のうち、年収200万円以下は1,045万人、全体で22.9%を占め、特に女性は42.7%になります。小泉自民・公明内閣が推進した構造改革のもとで、04年実施した派遣労働者の製造現場への派遣解禁などによって大企業が正社員の非正規社員への置き

かえを進めて人件費抑制を行ったことが原因だと指摘されています。同一労働同一賃金の確立や派遣労働の原則禁止など、労働法制の改正と中小企業、建設業者の仕事確保が実行されれば、甲良町での底辺格上げは基本的に可能となります。同じ地域で暮らし、協力し合う町民をもはや歴史上の区別で施策や課税で差をつけることは、行政がわざわざ垣根をつくることであり、町みずからが掲げている同和問題の解決にも逆行するものだと考えます。

北川町政がこの縛りから抜け出し、心の底から町民が融和できるまちづくりを進めることを切に求めるものであります。とりわけ前町政の強引で横暴な運営にかかわって、開かれた町政を掲げる北川町政が名実ともにそうあってほしいと願わずにはいられない心情を申し上げて私の討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

私も、委員会では賛成はさせていただいたんですけども、反対の討論をさせていただきます。

2月の臨時議会で、補正で他を見てみますと、いろんな問題で上がった問題、我々、予算執行には反対させていただきました。このような我々は納得できない予算の執行が議会費の中から支出、歳出しておりますので、そういうことについては容認できないというところで反対をさせていただきます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 私も反対討論したいと思います。

平成22年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、すべてを反対するわけではありませんけれども、議会費の中で75万5,000円という、今ほど言われました山田議員のように、私たちも同じ議会議員であります。告発状が返還されたらやはり議会で議決されたことに対してみんなで、議会で協議をして、それでいろんな方向を探っていくってこの決算書が作成されたならば私は賛成しますけども、我々だけ、反対議員だけ別のところに置いておいて、そして一部の議員と結託したこの決算書、当然認めるわけにいきません。やはり町長はこれから、元議員でありますので、こういうことに直面した場合はしっかりとした議会の議論の中から予算書を作成してほしいと思います。

以上をもって反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立少数でありましたので、認定第1号は否決されました。

次に、認定第2号 平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

国民健康保険会計の特別会計について、反対討論をいたします。

それぞれ現場で努力をされている担当者、そして課の職員の皆さん、先ほどの一般会計のところでも述べましたように、国の制度改悪がどんどん進んで非常にやりづらく制度的にも、財政的にもなっています。そういう中での努力は認めたいと思います。その上で私は2つの点で申し上げておきたいと思います。

1つは、滞納額の背景にある町民生活の苦しい現状であります。確かに生活は抑えてでも税金を払えというのも、それも一方の理論であります。しかし、町民生活がそこに踏み越えられない状況があることに考慮する必要がありますし、私は制度の枠を超えて一般会計からの繰り出しを増やして国民健康保険の会計が高くて払えない状況を克服する。たとえ3,000円や5,000円であっても引き下げる。こういう方向を打ち出す必要を感じます。特に感じています。

そして、もう1つは、国民健康保険が使わなくても健康で暮らせる。一般健康推進の事業の大幅な拡大であり、そして、町の事業の中に滋賀県で一番短命である。平均寿命が少ないと言われている甲良町の、この汚名を取り返す上で甲良町の町政が健康応援をするための中心的な事業にしていく必要があります。22年度は、その点で考えますとまだまだ不十分だと思ひまして、その点を改善を求めて反対討論とするものであります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成22年度老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成22年度下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2番 丸山です。

平成22年度下水道特別会計決算、認定について、日本共産党議員を代表して反対討論を行います。

日ごろの下水事業における維持管理など、水環境の保全等に努力されていることについては大いに評価をするものです。しかし、次に述べることについて認めることはできません。それは、今期決算に含まれる運動公園の下水道復旧工事における手抜き工事の疑惑が濃厚であることです。2つのことから疑惑が指摘されました。

1つは、工事現場をたまたま目撃した舗装工事の経験のある町民からの訴えです。もう1つは、落札業者に請求されたと見られるアスファルト代金が町の報告と、金額と大きく違うこと、この2つでした。さらに、私が一般質問でこの問題を取り上げたときに、国も県もコア抜き検査はしていないというその答弁を堂々に行った。このことは議員のみならず町民をも欺く答弁ではないでしょうか。にもかかわらず、担当課長はおわびすらしませんでした。その上、北川町長が課長のうその答弁を聞きながら訂正すらしなかったこと、行政の最高責任者として謝らなかつたこと、これは重大なことだと考えます。

下水道使用料の滞納額の累計が737万となります。ほかの会計とも関連しますが、生活弱者に対する手当ての不備とお金がありながら滞納を続けている町民に対する対策が不十分と言わねばなりません。その上、宅内水洗化

工事が今後増加しなければ下水道会計そのものが成り立たなくなる可能性があることが、この議会審議で明らかになりました。宅内水洗化工事のスピードを上げる必要があります。

ですから、すべての町民が良好な住環境の中で快適に暮らす上でも経済的支援を強めねばなりません。この課題についてもわかっていながらいまだに対策がとられていません。この課題は健全会計を維持する上でも町民公正さを保つ上でもぜひとも実行に移すべきだと考えます。

運動公園復旧工事におけるコア抜き検査の問題についても、早急に北川町長がリーダーシップを発揮して改善されることを求めて討論を終わります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成22年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

住宅新築資金の特別会計についても反対討論を、共産党議員を代表して行います。

この会計は、先ほどの委員長の報告にもありましたように、6,000万を超える一般会計からの繰り出しが累積をしてまいりました。当初計画の収支バランスが黒字になる時点がさらに2年間ずれる、こういう見通しとなっ  
てまいりました。この背景として借り入れをした町民の方々の年齢を超える老齢化、そして弱体化、そして営業や、それから給料の目減り、賃金のダウンなどが考えられます。非常に深刻な状況になっています。ですから、この問題は私は以前からも指摘をしてまいりましたが、2つの角度で方針を、大方針を立てる、このことがぜひ必要です。

1つは、返済に行き詰まっている方の条件変更、そして、町が返済をする金融機関に対する条件変更も同時に行う必要があつて、町の負担の軽減を図る必要がありますし、利用者からの計画的な返済、つまり借りたものは返す、



こういう思想を定着させる。そのためにも温かい見守りが必要です。

同時に、いろんな理由をつけて資力がありながら返済しない方がおられるということが聞きました。このことについては、こういう無法は通らないということを示す必要があります。ある自治体であります、裁判所からの返済通知が行った途端に、数人が駆け込んで支払いをするという事例が幾つもの事例で報告されています。そういう点でもそのことは必要です。その見きわめが大切だと考えます。その2つを区分する上でも同和対策という事業がやってよかったと言われるために、今は法律が終了をし、その無法は許されないんだという教育が必要です。そして、行政がその姿勢を示すことが大切です。その大筋をこの住新会計の根本的な解決をする上での対策に立てる必要を提起して反対討論とするものであります。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は認定されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定第6号 平成22年度土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

土地取得造成事業特別会計について、認定について共産党議員を代表して反対討論を行います。

私たちは、同和対策事業の前向き、積極的な一面を評価するとともに、法が終わった今、同和対策事業の公正な後始末が特別に重要だと訴えてまいりました。この会計の中で中心的事業となった宅地分譲事業は、運動団体は一部有力者のいいなりになったために、当初の持ち家住宅で地区住民が自立するという計画がひどく歪められてしまった形跡が土地裁判資料でも判明して

まいりました。

また、この判決は、その歪みにこそ触れませんでした。長年放置をしていることを違法だと認定したのであります。この期に及んで町がとるべき方針は、公正な後始末に向けやってよかったと言われる後始末が大変必要であります。主体性を確立をし、終了した法の枠組みにしがみつくとなく、地区外の者も希望すれば払い下げられるようにすること。最低限度町有地には立て札やロープを張ることを改めて強く求めたいと思います。

何よりも実行しなくてはならないことは不法に専有を続けている土地の明け渡しを断固として請求し、実現させるため、法と良識を総動員することです。毅然と対応してこそ法治国家であり、同和事業の正当性が全町民に認知されるものだと確信をしています。

北川町政が歴代の町政の不始末として横を向かないで、正面からこの課題に取り組むべきことを改めて申し上げて討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成22年度墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

共産党議員を代表して賛成討論を行います。

墓地公園事業が設置された当初、正直なところ反対か賛成か、大変迷いました。見込みによる過大な計画ではないのか。町民全体といっても既に各字では墓地を持っています。その上に問題のあった運動公園横の一角であることで直ちに賛成できる状況ではありませんでした。しかし、今の密集した墓地の現状を見るとき、そして、アンケートでも希望者が多数いたこと、町民の願いの1つであり賛成すべきだと決断をいたしました。

区画の残は基本的には移り住んでみたくなるほど魅力のある住みやすい甲良町をつくるかどうかにかかっているかと思っています。会計としても公債費の

山を越え、一般会計の負担に頼らなくてもよい状況になったという説明であります。永代使用料が引き下がったことをもっと関係者に知らせて、知らない方もまだまだおられますので、知らせていく必要があります。さらにPRを強めることを求め、今後の課題に全身を取り組んでいただくことを申し上げて賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成22年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

これも代表して反対討論を行います。

介護の社会化が言われて、この介護保険が設立をされました。そういう中で入所待ちの待機者があふれる状況です。身近に聞きます事例は、おばあさんを、おじいさんを施設に入れたいけども先が満杯で入れられないという状況を聞きます。

また、現場の努力にかかわらず介護保険料、そして利用料が高いためになかなか利用できないという声も一部に聞かれてまいります。保険あって介護なしの状況は基本的に解消されていません。そのことを根本的に解決をせずに政府の方は介護保険の利用を保険だとか、認定の基準を、ハードルを引き上げて抑え込もうという方針に出ています。厚生労働省がその方向を新たに打ち出しています。その点でも私は容認できません。

であればあるほど、この甲良町が利用者の立場に立った保険料の負担や利用料の負担の基本的な引き下げを断行する必要がありますし、甲良町の財政事情はよくわかります。しかし、むだや、そして不要不急の事業を省略をして、こういう負担金を減らしていくという方向にぜひかじを切っていただくことを申し上げて反対討論とするものです。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成22年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

後期高齢者医療保険特別会計について、反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度そのものが75歳という年齢で区切って差別的な保険、そして、差別的な医療を押しつける内容になっています。国民皆保険の精神から、根本から反する制度的内容であります。しかも、その後期高齢者の医療保険の金額を算定する上で、所得税法では所得として認定されない収入も所得として認定をされています。こういう点で、甲良町の持つ裁量はごくわずかではありますが、その中にある後期高齢者の医療制度そのものが、存在そのもの、今の民主党政権はこれを廃止すると公約に掲げました。しかし、その公約は既にほごに近い状態で影も形もありません。そういう点でも、早期に後期高齢者医療制度が廃止をされ、新しい医療制度、そして差別のない医療制度に前進をすることを求めて、私は反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、認定第10号 平成22年度水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 平成22年度上水道事業特別会計決算認定について、日本共産党議員を代表して反対討論を行います。

通常であれば、この会計は甲良町の町民の命の水を安全に提供する重要な事業として賛成してきました。しかし、12日の宮寄議員の一般質問において有収率が22年度について前年よりも下がった理由を尋ねたところ、不正取水、いわゆる盗水も考えられることが明らかになりました。しかし、実名で町民が町長に訴えたことも明らかになりました。これは大変重大なことであり、町長は直ちに検査をしなければなりません。しなければならぬはずですよ。

なぜなら、本町水道事業給水条例の第34条で、町長は管理上必要があると認めたときとして検査の権限を明記し、また第39条および第40条において、不正や詐欺行為に対する過料などを定めています。この規定に基づいて疑惑対象となっているものに毅然と検査を行う義務と責任があるのではないのでしょうか。この盗水疑惑を放置すれば、水道料金の公平・公正なる徴収ができなくなるおそれがあるものです。

今でも水道料金の滞納額が5,100万を超えています。さっきの議会に入る前に水道課の方から、ちょっと漏れているところがあるということでこの金額のあれはちょっと変わるかもしれませんが。これは水道メーターを通過した水であり、支払い義務のはっきりした数字です。

ところが、盗水はどれだけの料金かはわかりません。こんな不正は強い立場で、すぐにでも検査をする必要があるのです。ところが、町はメーター交換のときを前倒しして来年度になってから検査を行うと表明しました。これでは間に合いません。せっかく議員が検査の同意書まで提出しているのですから、早急に議員と疑惑のある対象に検査を実施すべきです。水道会計の各項目には大きな問題点がありますが、この盗水疑惑に対する町側の姿勢はあまりにも軟弱過ぎるもので、事業推進の基本姿勢にかかわるものとして容認できないことをこの機会に表明し、直ちに水道を盗むという行為は断じて許されないという姿勢を示すことを求めたいと思います。

以上、反対の理由です。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決をいたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第10号は認定されました。

次に、日程第12 議案第22号から日程第14 議案第24号の3議案を一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われ、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 予算決算常任委員会審査報告書。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

予算決算常任委員会委員長 宮寄光一。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

事件の番号、議案第22号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

事件の番号、議案第23号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

事件の番号、議案第24号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

審査の結果。

この3件とも原案可決でございました。

審査経過。

議案第22号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

土木費の公有財産購入費はとの問いに、町道金屋池寺長寺線の改良工事の用地代とのことであった。

木造住宅耐震シェルター等設置補助は、申し込みが多ければ状況により対応するののかとの問いに、一応口あけで計上して、その都度対応していくとのことであった。

農林水産費の地元木材利用促進事業委託は交流村整備計画と関連するのか、またその内容はとの問いに、新しく直売施設をオープンするために地元産の木のぬくもりのある施設を建設するものでこの冬に伐採する。委託先は検討中とのことであった。

農林水産費の学校給食野菜供給補助金の目的はとの問いに、学校給食向け

野菜を継続的に生産する地場産野菜の供給を図る。生産供給の拡大ということで生産者に助成するものとのことであった。

農産物直売所整備費の工事請負費の内容はとの問いに、北落地先の旧の直売所にある車載型低層コンテナを囲む倉庫建設費であり、花卉を保存するコンテナを移設して入れる小屋みたいなものとのことであった。

商工費のミネラルウォーターの製造本数は何本かとの問いに、当初原価が99円かかった。今回2万本追加発注する。今度は原価64円40銭の単価で発注するとのことであった。

土木費の住宅管理費、除却工事費は何かとの問いに、公営住宅除却工事であり、当初より補助金額が多くなってきたので除却工事を増やすとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第23号 平成23年度甲良町国民健康保険補正予算(第1号)。

補助金返還は決算の済んだ後生じてきたのか。間違った掲載をいしていないのかとの問いに、通常、もともと翌年度精算となっている補助金であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第24号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

補助金の返還金は精算の締め切りの年度ずれによるものかとの問いに、そのとおりとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上、委員長報告でございます。

○藤堂議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

ただいまの報告の中に、直販所施設のオープンの、木のぬくもりがある施設を建設するという中で、委託先検討中とのことであったと記載されているんですけども、これは町長の説明の中で大滝山林組合に1,500万の予算を見て委託をされるというような発言がありましたんですけども、これ、ちょっと、修正をされるのか、そのまま行くのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○藤堂議長 宮寄委員長、山田議員の発言が正しいので、修正をお願いします。

宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 ただいまの山田議員のご指摘でございますが、大滝山林組合などを筆頭に検討、視野に入れているということでござい

ます。訂正をよろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 山田議員、よろしいか。今の発言、確かに大滝山林組合等を含めての検討中という話でしたんですが。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第3号)について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

この補正予算、積極的な中身を盛り込んでいます。しかし、今の町民が願っているところ、予算審議の中でもありましたが、今回条例として提出されている福祉医療費の子どもさんへの医療費の拡大、この点で、小中学生まで拡大をし通院も拡充する点で予算措置が1,000万ほど要る。対象はレセプトで、累計ですけれども1,500件、これが対象となる。そして、入院は12件という回答がありました。そういう点から見ますと、私はこの予算が甲良町で大変なのだろうと考えていましたが、一般会計の補正予算を見ますと、差し引き増減で9,000万の増額の補正予算です。

そういう点から見ますと、この直販所にかかわる急ぐ事業もございいます。しかし、それを抑えて他に時期に回していくということも十分考えられます。私は暮らしと、そして医療、そして農業の生産に直接支援をする直接支援の対策、これをもっともっと充実をさせる必要がある点であります。この補正予算がそのことを盛り込んでいない。あるいは盛り込むことについて非常に不十分だということを指摘をして反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

それでは、議案第22号について採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願ひいます。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願ひいます。

起立多数であります。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第13 議案第23号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。



西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

本予算については反対をしておりますが、補正予算という範囲で賛成討論を行います。

今回審議で明らかになった国民健康保険会計は、締め切りのずれによるもの、その精算によるものが主なものでありまして問題点はないと判断をして賛成といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第14 議案第24号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

これについても本予算については反対をしております。しかし、補正予算という枠内、限定的なものと考えています。委員長の報告の中でも、決算の精算の締め切りのずれによる精算ということでもありますので、各会計、項目についての問題点はないと判断をして賛成といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第15 議案第26号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改

正する条例について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

共産党議員を代表して賛成討論を行います。

福祉医療の拡充、とりわけ子どもさんの医療費の無料化を拡充することは全国で広がっています。また、甲良町内でもその問題で関心が高まっています。甲良町の若者の人口から考えますと、今期の出産手当の人数からしますと、十数名という、そういう状況です。非常に少ない状況になっています。この点でも若者の世代が甲良町に移り住むぐらい、また、若者が他町へ転出をしない。こういう点でも若者世代の経済的応援と地域の見守りを強める必要があります。その1つに、私は医療費の助成制度、これを拡充していく必要があります。

ある岐阜県の町であります。医療費の助成制度を拡充した途端、若い世代が移住をしてきた事例がテレビで報告されていました。こういう点でも、私は入院だけではなく、先ほども申し上げましたが通院という日常起こり得る、非常に負担の多い、回数も多いです。そういうところに手当てをして助成制度を拡充をしていく必要があります。

この点で今回の助成制度の拡充改正の条例は、その一歩となるものでありまして、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第16号 議案第27号 甲良町税条例等の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 政府の制度改正とも関連する条例であります。

今回の条例の中に株の譲渡所得についての原則20%課税を2年間10%課税として軽減するという、2年間延長するという内容が盛り込まれています。その他のところでは賛成できる内容であります。全体として資産持ち、

財産持ちのところへの課税の軽減という点で逆転をしていることを指摘をして賛成できるものでないことを表明させていただいて、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

お諮りをします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第17 議案第28号 甲良町暴力団排除条例を議題といたします。

本議案については、総務民生常任委員会に付託され、審査が行われました。その報告書が提出されております。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

建部委員長。

○建部総務民生常任委員会委員長 それでは、総務民生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託を受けました議案第28号 甲良町暴力団排除条例につきましては、原案のとおり可決をいたしました。

裏面の審査経過でございますが、ここにしたためた内容でございますが、この条例の結論的に申し上げますと、町が、また町民が誰が暴力団員であるかということがわからない。そういう状態で事前にその情報がないままでは未然に防ぐことはできないということでございますが、結論的には、ことが起こってから、また事後に訴えるだけで従前とは何ら変わりはないんですが、この条例を設置することによって暴力団に対する抑止力になる。また、町民に対する啓発・啓蒙の意味からも暴力団とのかかわりを持たない。かかわらないということの啓発が有意義であるということから、全員賛成で今回可決されたものでございます。

以上で、総務民生常任委員会の報告を終わります。

○藤堂議長 総務民生常任委員会長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

中ほどのところでありますが、仮に介入された場合どうするかとの問いのところですが、暴力団員の関係者が実質的に経営している場合、書面として正式に登録されていなければわからないとなっています。これは正式に登録されていなければわからないという表現ではないのかどうか。これが1つです。

そして、審議の中でどういように経過をされた、私も傍聴していましたが、改めてお聞きしたいんですが、下の段の6行目のところに事前に防ぐ条例ではないと思うがとの問いに、そのとおりだと思うということで町が答えているところがあります。そのところ、そのとおりだと思う。つまり条例の目的は事前に防ぐことも条例に盛り込んで目的にしていると思いますが、これも明確にはっきりと事前に防げないということが委員長報告の中で書かれていますが、その点、もうちょっと詳しく説明いただければありがたいと思います。この2点、お願いします。

○藤堂議長 建部委員長。

○建部総務民生常任委員会委員長 お答えをいたします。

まず、中ほどの書面として正式に登録されていなければわからない。これは、立場の違いでこういう表現になっている。非常にややこしいんですが、書類で出されているだけでは、その人が暴力団にかかわる人が出しているのか、出していないのかわからない。書類だけでわからないという意味のことで、ここで正式に登録されていなければわからない。いなければわからないというのと意味的には一緒でありまして、ただ表現の仕方として正式に登録されていなければわからない。本当はいなければわからないというのと同意語でございます。

それと、事前に防ぐ条例ではないと思うがというのは、私のもちろん意見でもありましたが、その点にはそのとおりだというふうに町は答えていますけども、結局は事前にそういう情報が町なり町民に知らされていれば、この人が暴力団員であるということがわかったら最初からかわりがないとか、そういう行動に出られるんですが、実際、突き当たってみてというか、接してみて、結果として後でわかってトラブルになって、あと警察に訴えたらいいというようなことですので、そのことに対して町は事前に防止するという方にはなっていないということをお認めなのだというふうに思います。

ですから、一例を挙げますと、例えば、入札に参加させたその業者が、背後に暴力団員とかかわりがあるかどうかということは書類上ではわからないし、実際その仕事の登録に来た人を見て暴力団とかかわりがあるかどうかというのは事前にはわからないということから、一応こういう表現で、そのとおりだというので未然に防ぐような、もちろんそういう情報をもたせられ

ないから未然に防ぎようがないという、そういう意味でこういう記述になってございます。

以上です。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 それで、続けて、上段の方に、警察に通報し、それで確認をとっていく。名簿は事前に提供してもらえないとのことであつたということとかかわりますが、きのう、テレビで県の条例の適用第1号があつたという報道がありました。それは勧告を行ったという、暴力団と知りながら祭りの会場を無料で提供させたという事例でありました。このことを考えますと、甲良町が独自に町条例として暴力団排除の条例を設置しますけども、ここの今読み上げましたことと関連をして、甲良町が独自に判断をして、独自に排除のための努力をするということがなかなか発動しづらいという条例の体系になっているということで理解していいんでしょうか。そういうように見えますが、委員長の見解、お願いいたします。

○藤堂議長 建部委員長。

○建部総務民生常任委員会委員長 お答えします。

警察に通報し、それで確認をとっていくというのは、この人が暴力団員であるかどうかというのは警察に照会をしないとわからないということでこういう答弁になっているんですが、実際今、祭りの事例を出してのことなんです、甲良町独自の条例にはなっておりません。ですから、滋賀県が定めた県条例、それに基づいて県下の13市6町がこぞってこういう排除条例を、いわば甲良町独自じゃなく、おつき合いではないんですけども県下一斉にそういう条例をつくらうということで、とにかく暴力団を排除しようという気運を高める、または町民に対して啓発・啓蒙を行う。また、町は暴力団とかかわりのある人については仕事、入札においても、今の祭りのことにおいても排除をしていく、そういう義務があるということが定められているわけですけども、一応甲良町独自の条例ではございません。県下一斉の条例の制定になっております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

暴力団に関しては、私たちの党は以前から反社会的集団の存在というのを

非常に大きく重視をしましてまいりました。それは、歴史的にも大企業や、そして警察が反社会的組織、暴力団などを活用してきた歴史があります。現在でも組織暴力団の排除の法律ができましたけども、大企業の総会や、そしてその他の労働者のストライキなどに介入をする。こういったところに大企業や権力側が暴力団を利用している。そういう事例がございます。そういうことを根本から、暴力団の排除と言うならば根本をそこに改める必要がございます。

そういう点では今回の県条例に合わせた町条例は、確かに審議の中でも明らかになった点で非常に不十分であります。しかし、委員長報告で今、委員長が答えていただきました、全県の自治体が足並みをそろえて暴力団は社会的に許されるべき存在ではないということを声を上げる、世論を上げる、その一環として条例の制定という点では、私は理念的なものを掲げて制定をされる。実質上の運用は県が、また県警察本部が主導を持ちますので、その点では不十分でありますけども、改善を求めていく必要がありますし、改善が必要であれば改正をされていくものと信じています。そのことを申し上げて賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第18 議案第29号 町道の認定についてを議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りをします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、先日、議会運営委員会が開催され、日程について協議されました。意見書の提出が2件あり、この意見書を日程として上程することになりましたので、これより審議をいたします。

日程第19 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第1号 Kモール前交差点に信号機設置を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

平成23年9月21日。

提出者 西澤議員。

賛成者 藤堂一彦議員。同じく賛成者 建部議員、賛成者 木村議員、賛成者 宮寄議員、賛成者 丸山光雄議員。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 Kモール前交差点に信号機設置を求める意見書(案)については、議会の開会の冒頭、請願書が採択をされました。それに基づいて文案を作成しましたので、文案を読み上げて提案にかえさせていただきます。

Kモール前交差点に信号機設置を求める意見書(案)。

Kモールは、町内主要なショッピングセンターとして、町内はもちろん町外からの利用者も多く、今やなくてはならない施設となっています。県道甲良多賀線と町道古川北落線、尼子在士線との交差点(Kモール前交差点)は、町内で大変危険な箇所の1つになっています。

朝夕のラッシュ時には大変交通量も増大しています。また、甲良町役場前交差点の赤信号で停止した車両が同交差点近くまで達することもあります。とりわけ夕方にはKモール利用客の車両、自転車、歩行者などの通行とかさなって大変危険な状態となります。交通弱者はもちろん、ドライバーからも大変渡りにくく危険との声が多く寄せられています。

Kモールの前身であるせせらぎタウン・アトムが開設されて以来、同交差点付近での接触事故が多発しており、周辺集落はじめ町当局からも信号機の設置が望まれてきました。もはや重大事故が起きてからでは手おくれとなります。

よって、県道甲良多賀線と町道古川北落線、尼子在士線との交差点(Kモール前交差点)に信号機を一日も早く設置していただきますよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日。

滋賀県犬上郡甲良町議会 議長 藤堂与三郎。

あて先は滋賀県知事、そして県警の本部長あてでございます。

請願のときにも言いましたように、ここの中に書かれています重大事故が起きると信号機が設置するという経過がこの甲良町内でも、また県下でも幾つかありました。そういう点からいきますと、警察の担当者も言っていましたが、重大事故が起こると危険箇所と認定する。こういう経過から言っても重大事故が起きてからでは本当に遅いと思うんです。県事業であります、町民の願い、署名としては1,326筆の署名で後押しをしていただきました。そして、甲良町の議会が県に向けて要請を大きく声を上げるということも大事ですので、議員の皆さんのごぞつての賛同をお願いしまして提案説明とさせていただきます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 Kモール交差点に信号機設置を求める意見書(案)に対する賛成討論を行います。

町民から、Kモール交差点に信号機をつけてくださいという願いでした。事情を聞くと、Kモール前の交差点で事故に遭ってけがをしたということでした。これから先重大事故が起きてからでは遅いので、一日も早く信号機の設置をしていただけるように皆様のご協力をよろしくお願いして賛成の意見とします。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

5番 金澤議員。

○金澤議員 5番 金澤です。

反対討論をいたします。

先ほどの日曜日のピラの中で、西澤議員は反対討論もしないで反対したと、こう書かれていたわけです。ですが、私は全協のときに山田議員がKモールが企業努力であそこに交通警備員を配置したら交通が緩和するんじゃないかと。ある程度整理できるんじゃないかという意見によって賛同したわけです。だから、自分の思いでそう思ったわけですから、反対の中で立ちませんでした。

しかし、私が一番に甲良町の中で危険だと思っているのは、呉竹の彦根八



日市甲西線、呉竹の近江鉄道の踏切、それから、60メートルほど8号線寄りに行ったあそこに、東側からの児童の横断歩道があるんです。そこがものすごく朝の交通の、通勤の車と児童の通学の時間帯がぶつかるわけです。だから、多分教育関係の方は皆さん知っていると思うんです。だから、甲良町の中で一番児童の安全を守るためなら、信号機を設置しなければならないのは、私はあそこだと思ってKモールだと私は思っていません。だから、あそこを優先順位にしたいと思いますので、このKモールの案には企業努力でできる範囲はやってもらって、一番にあそこに点滅信号の横断歩道を設置していただきたい、そう思って私の思いですので反対討論いたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りをします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第1号を関係機関に提出することは可決いたしました。

日程第20 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第2号 原発からのすみやかな撤退を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

平成23年9月21日。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 藤堂一彦議員、同じく賛成者 建部議員、賛成者 木村議員、同じく賛成者宮寄議員、同じく丸山光雄議員。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 意見書の文案を読み上げまして提案説明にかえさせていただきます。

原発からのすみやかな撤退を求める意見書(案)。

3月11日に発生した東日本大震災を引き金にした東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故は、14基もの原発が集中する福井・若狭に隣接する滋賀県民、甲良町民にとって対岸の火事ではありません。国際原子力機関が最高レベルの危険度と警告し、原子力発電所で一たび過酷事故が起きれば、被害は甚大かつ深刻であることを悲惨な形で浮き彫りにしました。すなわち他の事故にはない特別危険な被害です。

それは、1、避難区域などの想定をはるかに超える汚染範囲の広大さ、2つに、放射能汚染は幾年にもわたり、とりわけ妊婦、成長期の子どもに影響し続けるという時間的被害の深刻さ、3つに、築き上げてきた人類と自然のすべて、地域丸ごとが破壊されるなど、社会的被害の甚大さにあります。そして原発は人類が完全にコントロールすることができない未完成の技術であることを万民に知らしめることになりました。

加えて、原発を運転する限り放射性物質を出し続ける膨大な使用済み核燃料、死の灰が発生し、これも人類は無害にする技術は持ち合わせず、ただ閉じ込めておくだけの対策しかないことが改めて突きつけられ、数万年にわたって閉じ込める保証などないことが明らかになっています。もはや命と共存できない原発はなくしてほしいというのが国民の圧倒多数の世論です。

この危険を子や孫、次の世代に背負わすことはできません。とりわけ1,400万人の命の水源、琵琶湖が福島、福井・若狭原発の事故によって汚染されれば、福島原発事故を上回る深刻な被害をもたらすのは明らかです。また、私たちの甲良町では農業生産を中心にした水環境を活かしたまちづくりに取り組んでいます。もし福井・若狭原発の事故が起きれば、暮らしと営業の根底が破壊されかねません。原発からのすみやかな撤退は可能です。

9月4日現在、全国の54基のうち43基、約80%が停止中です。うち関西電力所有では11基中7基が停止中です。それでも使用電力が供給を上回ることはありませんでした。安全神話を振りまき、原発増設を進め、風力発電など再生可能エネルギーの開発をさぼり続けてきた歴代政府の責任が問われます。今こそ根本的な反省に立ち、原発推進から再生可能エネルギーへの転換を明確に決断すべき時期に来ています。再生可能エネルギーの可能性は、原発54基の供給能力の約40倍の潜在力、これは環境省の2010年度の再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査で判明しています。

よって、次の事項を強く求めます。

記。

1、原子力発電からのすみやかな撤退の政治決断を行い、撤退の期限を決めたプログラムをすみやかに作成すること。

2のところは削除をしていただきます。この作業はできていませんでした

ので、申しわけありません。記のところの2、現在というところは全文が削除となりますのでよろしく願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月21日。

滋賀県犬上郡甲良町議会 議長 藤堂与三郎。

内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あてであります。

加えて、昨日19日の、東京で6万人の集会が大江健三郎さんなどによる呼びかけで6万人の集会がされました。この中でもさまざまな立場を超えて原発と人間とが共存できないことが言われました。この意見書の中にあります再生可能エネルギーへの転換、簡単にスムーズに行くとは考えません。

しかし、地方の世論を大きくして、とりわけ福島、福井・若狭の原発に近い、そして事故が起これば被害がこうむることが明らかになっている滋賀県と琵琶湖、ここに私たち住む人間として、住民として、この声を上げて国民的な合意、国民的な討論で再生可能エネルギーへの道、これを進める必要があると考えます。そういう点で、党派や立場、また政治的な主張を超えて賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2番 丸山光雄です。

原発からのすみやかな撤退を求める意見書(案)に対する賛成討論を行います。

原発事故で福島ではたくさんの方が生活に苦しんでいるのが現実です。今の科学では原発の使用燃料を無害処理をすることはできないのです。9月20日、きのうの中日新聞で、子どもの尿から放射性セシウムが検出されるということがわかりました。福島県内では内部被曝の危険にさらされているという重大さ、これらのことを考えると、原発からの撤退は必要だと思っておりますので、よって賛成討論とします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

西川議員。

○西川議員 1番 西川です。

反対討論をしたいと思っております。

今先ほどありましたように、私自身も原発事故の危険性は十分に認識し、将来的には廃止、廃炉の方向に向かわなければならないと思っておりますが、すみ

やかに廃止するには反対でございます。国・電力会社には設備の整備、更新はもちろんのこと、補強やさらなる二重、三重の拡充をやってもらわねばなりません。もし電力ピーク時に電力不足になれば、公共インフラ、病院、金融、電子機器、農産業に悪影響を与えることは必至であります。とりわけ製造業、企業においては生産力の低下につながり、海外への移転、進出が加速されることは火を見るよりも明らかだと思います。そうなれば、国内の失業者の増加も大いに懸念されることでもあります。

まずは、恒常的な代替エネルギーの開発、確立をされてからにしないと日本国の機能が麻痺すると思いますので、反対とします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

ただいま西川議員の討論の中にもありましたように、私もすみやかな撤退ということは本当に可能なことなのか。現在、我々が日常生活する上で必要な電力があるんですけども、それを補うための代がえエネルギー、今原発を停止してその代がえエネルギー、火力、また風力、水力、そのいずれにしてもコスト的に原発以上のコストがかかると聞いております。コストの多い少ないの中で原発という、今までの政府が考えてきたはずだと思んですけども、いずれにしる原発というのは人間に対してはよくないということは重々承知しております。また、今後、そういうコスト的にも同コストでできるような発電能力のあるエネルギー源ができればいいんですけども、そういう素案を上げていただいて原発の廃止という案であれば賛成できるんですけども、今全部停止するということは不可能な感じがしていますので、反対討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決いたします。

お諮りをします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第2号を関係機関に提出することは可決いたしました。

次に、日程第21 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりましてお手元に配布いたしておきました

文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、日程第22 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りをします。

各委員会からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 9月の定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたい、このように思います。

今日は台風の影響で、この時間帯はちょうど紀伊半島から伊勢湾あたりを通過する状況ではないかなというような思いをいたしております。9月の定例会、8日に全協を開催させていただきました。9日から本日まで13日間、8日の全協から9日開会日を含めて、土日を挟んで連続6日間という非常に強行な日程の中で議論をしていただきました。報告が3件、承認が1件、認定が10件、議案が8件、同意案件3件、合計25件、提案をさせていただきました。12日には朝から夕方遅くまで7人の議員の皆さんが一般質問もしていただきました。大変それぞれの立場で貴重な意見も、あるいは提案もしていただきました。それらの意見、提案に対して私たちもそれをしっかりと受けとめて、今後のまちづくり、あるいは住民サービスを含めてしっかりと遂行できるような環境をつくってまいりたい、このような思いをいたしております。

24件ご承認をいただきましたが、認定第1号 平成22年度の一般会計の決算が否決をされました。私も平成8年に初めて議員になって、記憶をたどると、平成11年の9月議会、当時は3つの常任委員会がございました。山本日出男さんが町長のときでありまして、その3つの常任委員会のうちの1つで委員会が否決をしました。そういうケースが一度だけございました。

否決の内容は、中身がどうのこうのじゃなくてリーダーシップに対する反発、そういうものがあつたのではないかなというような思いをしております。本会議は、可決されました。当時、委員会で反対した人もそれなりに自分たちで反対理由を精査し、本会議で賛成に回られました。そういうことが平成11年の9月議会で行われました。以来、今日まで一般会計の決算が反対されたことは一度も私の記憶の中では経験がございませんでした。

今回、予算決算常任委員会で多くの方が委員会付託された決算に対してご承認をいただいた。本会議で反対否決というようなことに、私は私なりに、この37億6,400万の平成22年度の決算、それについては財政担当が一生懸命三位一体改革による2億円の減額、それに対してどう予算を立てるか、四苦八苦して不眠不休でやっていただきました。私たちもトップ査定でその中に入り、一生懸命予算立てをさせていただきました。甲良町約8,000人の住民の安心・安全、生活と権利、命、健康を守る。そして、子どもたちがすばらしい環境で学校教育が送られる。すべてのことにおいて予算は少ないながらも心配りをして配分をさせていただいて予算を執行させていただきました。

まだまだ皆さんにとっては不十分な部分もあつたかもしれませんが、そうした中、今日決算議会を迎えたわけでありましたが、最終的には非常に残念な議会の判断をいただいた。しかし、こうしたことによって、私たちは全責任を私はそのことに負いながら今後そうした課題に対してどう対処すべきか、考えていきたいなど、このように思っております。

9月議会も終わりました。議員の皆さんはあと4カ月余りでこの任期も満了になります。おそらく残すは12月議会だけになるのではないかなというような思いをしております。10月、11月、非常に行事が多うございます。それぞれの立場でそうしたことに対しても積極的に参加もいただきたい。先般から宣伝させていただいていますように、23日、24日、25日、頑張ろう福島の応援セールも開催をさせていただきます。そうしたところにも側面から協力をいただけたら大変ありがたいなという思いをしております。

これからお彼岸が過ぎて、暑さ寒さも彼岸までと言います。少しずつ気温が下がってまいります。特に夜になると気温が一段と下がります。十分健康にご留意をいただいて議員活動に頑張ってください、このような思いをしております。大変13日間の長期にわたりましての本議会、ご苦労さんでございました。

○藤堂議長 これをもって平成23年9月甲良町議会定例会を閉会をいたします。

(午後 0時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署名議員 西 澤 伸 明

署名議員 西 川 誠 一